

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年11月7日

要望団体名：広域道路・国道284号整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への反映区分*
1、一関・気仙沼間の高規格道路整備の早期事業化	<p>一般国道284号は、沿岸地域と内陸地域を結ぶ物流や産業振興を支える重要な路線と認識しており、これまで室根バイパスや石法華工区において、整備を進めてきたところです。</p> <p>また、令和3年に策定した岩手県新広域道路交通計画において、一般国道284号を「一般広域道路」として位置付けたところであり、拠点都市間の連携強化を図っていくこととしています。</p>	C
2、三陸沿岸道路インターチェンジへのアクセス道路整備の事業化	三陸沿岸道路インターチェンジへのアクセス道路整備の事業化については、要望があったことを宮城県と共有したところであり、今後も宮城県との情報交換に努めています。	B
3、室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交差点の右折レーン設置の事業化	御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	C

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</p> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類